

# 雇用だより

令和4年1月号

岩船郡村上市雇用対策協議会  
ハローワーク村上



## 年頭のご挨拶

岩船郡村上市雇用対策協議会  
会長 齋藤 研

新年あけましておめでとうございます。

昨年中は当協議会の運営につきましては、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございました。

昨年を振り返りますと、新型コロナウイルスの感染拡大により、感染拡大防止と経済活動の両立という難しい課題に対応しなければならない状況で、リモートワークの普及、デジタル化への取り組みの加速化等、ものの在り方や考え方が見直された1年であったと思います。

さて、雇用情勢は、少子高齢化が進み、企業の人材確保はますます重要となっています。地域から都市部への人口流出が続く中、UターンやIターンなど積極的な就業支援で、多くの県で若年層を増やそうとする行政の動きが活発になっています。新型コロナウイルスの影響で地元就職を意識する学生が増えている現在、このような行政の取り組みは大いに歓迎するところです。

一方、企業には、働く人の健康保持を第一の目的とし、若者や女性そして高齢者が働きやすい環境を整備し、従業員が意欲をもって働きがいを感じるような働き方が求められています。

本年も当協議会では、企業の労働力の確保、そして管内の雇用の安定を図るため、行政諸団体との連携のもと、アクセス就職ガイダンスの開催、高校生を対象としたインターンシップ事業等を積極的に進めて参ります。会員皆様のご協力をよろしくお願い致します。

最後になりますが、会員皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

ぜひご活用を！

# 新入社員セミナー

- 日 時**：令和4年3月24日(木)・25日(金) 9:30~17:00  
**会 場**：村上市生涯学習推進センター 村上市田端町4-1  
**参加対象者**：今春採用される学卒新入社員及びこれに準ずる方  
(卒業後概ね3年以内に入社した方)  
**定 員**：30名(先着順)  
**受 講 料**：雇対協会員 5,000円 非会員 15,000円  
(会員企業で3名以上参加の場合は全員1,000円引き \*1名の料金)  
**内 容**：(株)広報しえんが実施します。



## 企業のPR、応援します！

「企業ガイドむらかみ」の掲載事業所を募集しています。  
スマートフォンにも対応可能なWeb版で、多くの学生や求職者に広く企業をPRします。  
村上地域ブランドの発信力を高める有効なツールとしてもご活用いただけたらと思います。

岩船郡村上市内の企業の採用情報掲載サイト

### 「企業ガイドむらかみ」



mu-k-guide.com/

地元企業を紹介する企業情報サイトです。QRコード、URLからアクセス！

岩船郡村上市雇用対策協議会 **URL** [www.mu-cci.or.jp/koyou/](http://www.mu-cci.or.jp/koyou/)

当協議会では、労働力の確保と雇用の安定に関する様々な活動を行っています。

- **申込先** 岩船郡村上市雇用対策協議会事務局(村上商工会議所内 ☎53-4257)
- **掲載料** 5,000円(初回のみ) ※岩船郡村上市雇用対策協議会 会員企業限定

随時、お申し込みを受け付けております

事業主のみなさまへ

就職氷河期世代を対象とした求人申込を検討してみませんか？

## 「就職氷河期世代活躍支援」のご案内

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代の中には、希望する就職ができず、失業中や不安定な仕事に就いている状態にあるなど、さまざまな課題に直面している方がいます。そのため、ハローワークでは就職氷河期世代の方々に対する就職支援の一環として、就職氷河期世代を対象とした限定求人や就職氷河期世代の応募を歓迎する求人確保に取り組んでいます。

**35歳以上55歳未満  
就職氷河期世代** を対象とした求人申込みが可能です

### ◎ 求人申込に当たっての留意事項

雇用期間	雇用期間の定めなしが選択されていること
必要な経験等	経験、技能、知識等が応募条件として付されていないこと
必要な免許・資格	当該免許等が実務経験を有しないこと
選考方法	書類選考や筆記試験ではなく「面接」のみとするように努めてください。

※求人条件特記事項欄等に、就職氷河期世代の募集であることが分かるように表示します。

年齢制限  
35歳から54歳

**就職氷河期世代限定求人**

年齢制限  
不問（年齢制限無し）又は  
定年を上限とする募集が可能です。

**就職氷河期世代歓迎求人**

※就職氷河期世代に限定せず、  
求人募集をかけることが可能です。

### ◎ 就職氷河期世代としての対象労働者

雇入れ日前1年間に正社員として雇用されていない者、かつ、  
以下のいずれかに該当する安定した就労経験が乏しい者で、安定した雇用を希望している者

- ・雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者
- ・概ね1年以上臨時的・短期的な就業を繰り返している者
- ・臨時的・短期的な就業と失業状態を繰り返すなど不安定就労の期間が長い者
- ・非正規雇用の就業経験が多い者
- ・離職後の就労期間が短い者

ご活用いただける主な助成金として「**特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）**」「**トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）**」があり、各助成金の支給要件を満たせば支給を受けることができます。  
詳細はハローワークまでお問い合わせください。

申込及びお問い合わせ先：0254-53-4141  
ハローワーク村上 求人・学卒部門

ご存じですか？  
「ユースエール認定制度」

# 若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。



＜認定マーク＞

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

## Q 「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

**A** ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで 重点的 P R を実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的に P R することで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による 融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から -0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、令和 3 年 3 月 1 日現在（期間 5 年以内） 中小企業事業 1.11%、国民生活事業 1.86%です。 ※ 貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下の URL をご覧ください。 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html">https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html</a>
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。



お問い合わせ先：0254-53-4141  
ハローワーク村上 求人・学卒部門

## Q どのような企業が認定企業になることができますか？

**A** 以下の認定基準を全て満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）であれば、認定企業となることができます。

### 【認定基準】

1	学卒求人※ <sup>1</sup> など、若者対象の正社員※ <sup>2</sup> の求人申込みまたは募集を行っていること	
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること	
3	右の要件をすべて満たしていること	・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
		・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※ <sup>3</sup>
		・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと
		・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※ <sup>4</sup>
4	右の青少年雇用情報について公表していること	・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数
		・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容
		・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと	
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ <sup>6</sup>	
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと	
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ <sup>7</sup>	
9	暴力団関係事業主でないこと	
10	風俗営業等関係事業主でないこと	
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと	
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと	

※1 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※2 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※3 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※4 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※5 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※6 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※7 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

## Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

**A** 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただけます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

## ハローワークインターネットサービスを活用しましょう 「求人者マイページ」がさらに便利になりました

ハローワークが運営する「ハローワークインターネットサービス」の機能が令和3年9月21日からさらに便利になりました。求人活動にぜひご活用ください。

### 「求人者マイページ」とは

求人者マイページは、求人サービスをオンライン上で受けられる事業者向けの専用ページです。ハローワークインターネットサービスからオンライン上で開設できます。

### 求人者マイページの新しい機能

#### ハローワークからオンラインで職業紹介を受ける（オンラインハローワーク紹介）

- ハローワークから求人者マイページを通じてオンラインで職業紹介を受けることができます。
  - 求職者とのやりとりを求人者マイページで完結できるため、採用業務が効率化します。
  - 応募者の情報を一元的にデータで管理できるため、個人情報の管理がしやすくなります。
- ※ オンラインハローワーク紹介を受けるには、求人者と求職者がともにマイページを開設している必要があります。

#### オンラインハローワーク紹介の流れ

##### ① 求人情報を掲載する

##### ② ハローワークが求人者へ求人応募の可否を確認する

求人応募が可能か確認するため、ハローワークから求人者に対し電話連絡を行います。

※ 平日夜間や土曜日など求人者との連絡がつかない場合などには、電話連絡なくオンラインハローワーク紹介を行うことがあります。

※ 次ページ記載の「オンライン自主応募」の受付をしない求人についても、「オンラインハローワーク紹介」の対象となります。

##### ③ 求職者が対象の求人に応募する

ハローワークが求職者マイページに送った求人に、求職者が応募すると職業紹介が成立します。求人者マイページに応募通知が届き、紹介状や応募者の志望動機等を確認できます。

※ オンラインハローワーク紹介は、ハローワーク職員が職業相談の中で希望条件等の求職内容を確認している方を対象に、求人との適合性を判断した上で紹介するものです。

※ 紹介後、応募期限内（通常1週間程度）に求職者が応募しない場合もあります。

##### ④ 採用選考をする

マイページのメッセージ機能で応募者と面接日時等の調整をし、選考を行ってください。

##### ⑤ マイページから選考結果の通知

採用選考終了後は、速やかに応募者・ハローワークに選考結果を連絡してください。選考結果の連絡は、マイページから行うことができます。

## 応募書類の管理や採否入力が効率化します

- 求職者がオンラインで応募した場合、求人者マイページ上で応募者の志望動機や応募書類等を速やかに確認することができます。※応募書類は郵送等となる場合があります。
- 求人者マイページの「メッセージ機能」を使い、応募者と面接日時等の調整ができます。
- 求職者やハローワークへの選考結果の通知や管理もできるので、電話やFAX等による連絡事務を効率化できます。

## 求職者からの応募を直接受け付けることができます（オンライン自主応募）

- 求人者がハローワークインターネットサービスに掲載した求人に対して、求職者がハローワークを介さずに直接応募することができますようになります。
- ハローワークに求職登録をしている求職者と、ハローワークインターネットサービスのみに登録している求職者が応募できるため、応募者層が広がる可能性があります。



### オンライン自主応募に関する注意点

- **オンライン自主応募は、ハローワークによる職業紹介に該当しないため、ハローワーク等の職業紹介を要件とする助成金※の対象外です。**  
※特定求職者雇用開発助成金、トライアル雇用助成金、地域雇用開発助成金
- **オンライン自主応募は、直接応募であり、ハローワークが求職者と求人の適性の確認を行っていないため、募集要件に合致しない方が応募する場合があります。**
- **オンライン自主応募に伴って生じるトラブル等は当事者同士で対応することが基本です。ハローワークがトラブル等に対応することはできません。**
- **オンライン自主応募を受け付けるには、求人者マイページから求人ごとに設定が必要です。本機能の開始後、利用したい場合は求人者マイページから変更してください。**
- **労働者派遣事業所や請負事業所からの求人で、就業先事業所を明示できない求人は、オンライン自主応募の対象とすることができません。**

※ 応募者が「オンライン自主応募」による応募であるかを確認するには、「応募者管理画面」の応募者一覧の「応募方法」の欄で確認することができます。

## 求人者マイページの開設はハローワークインターネットサービスから

インターネットに接続できる環境が必要です。スマートフォンからも利用できます。

ハローワークインターネットサービス

ハローワークインターネットサービス 検索



<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

求人者の方は「事業主の方」のメニューをご利用ください。



### ハローワークインターネットサービスやマイページの操作方法に関するお問い合わせ

電話 0570-077450 受付日時：月曜～金曜 9:30～18:00（年末年始、祝日除く）

※ナビダイヤルのため、通話料がかかります。※ご利用の電話回線によっては、接続できない場合があります。

メール [helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp](mailto:helpdesk@hd.hellowork.mhlw.go.jp)

お問い合わせ先：0254-53-4141

ハローワーク村上

求人・学卒部門

## 就職氷河期世代を対象にした 職場実習・体験の受け入れにご協力ください

- この「職場実習・体験」は、現在も不本意ながら不安定な仕事に就いているなど、さまざまな課題に直面している就職氷河期世代の方々に、就労体験を通じて業種・職種に対する理解を深めていただくことを目的に実施するものです。
- 事業主の皆さま、職場実習・体験の受け入れにご協力をお願いします。

### 職場実習・体験の内容

事業所の職員の方が、実際に従事している業務の一部または全体を体験・見学できるような内容としていただきます。

#### 受入のメリット

##### ミスマッチの防止

職場の雰囲気や業務の理解が深まることで、十分に職場を理解した上での応募が期待でき、入社後の早期離職の防止にも繋がります。

##### 人材の見極め

面接では把握できない、職種への適正や勤務態度・人柄など知ることができる良い機会となります。

##### 職場の活性化

外部の方への業務指導を行うことから、社員教育にもなり、業務改善やモチベーションの向上にも繋がります。

#### 受入に関すること

##### 期間は3日から10日

1日当たり3時間以上、3日から10日以内で実施をお願いしています。

##### 損害保険に加入します

貴社での職場実習・体験を実施する際は、本人の怪我等に対応する損害保険に加入します。

##### 謝金をお支払いします

受け入れ人数1人当たり最大2万円の謝金を労働局よりお支払いします。

### お問い合わせ・連絡先

\*詳細は以下の担当までお問い合わせください。また、詳細をお聞きになりたい場合、担当が訪問しますので、以下の担当へご連絡ください。

新潟労働局職業安定部訓練室

就職氷河期世代職場実習担当

TEL 025(288)3509

※氷河期世代は、おおむね1993（平成5）年から2004（平成16）年に学校卒業期を迎えた世代を指しますが、本事業は、おおむね35歳以上55歳未満の方を対象にします。

※本事業は、就職氷河期世代の方に、安定就労に向けて職場体験を積んでいただくためのものです。実習終了後に受け入れ先事業所に雇用義務が生じるものではありません。